

15. 自己点検・評価等

(1) 大学・学部の自己点検・評価

【自己点検・評価】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

平成3(1991)年2月、大学審議会答申「大学教育の改善について」が公にされ、同年6月、いわゆる「大学設置基準の大綱化」の方向が定まると同時に、大学の自己点検・評価制度の整備が求められることになり、本学においても一方では、学則第1章総則、第2条に第2項として自己点検・評価を義務づけるとともに、他方では、その実施のための組織の制定に取りかかった。同年9月1日付けで「自己点検・評価に関する準備委員会」が当時の法学部長を委員長として設置され、委員長のほかに副学長2名、学部長4名、財務部長、学科長・専攻主任から2名の計10名をもって組織され、その後、法人本部長も委員として追加、取り扱い範囲等の検討に入り、半年にわたる準備の末、学長宛ての答申書を提出して解散した。同答申書に基づいて、同年10月1日をもって学務担当副学長を委員長とする「東北学院大学自己点検・評価委員会」が発足、準備委員に加えて学科長・専攻主任全員、部長・課長等55名をもって構成することとなった。現在、本委員会は学内最大の組織の一つである。

委員会は、研究、教育、入試、国際交流等分野ごとの小委員会を設置、平成4(1992)～平成6(1994)年と検討を重ね、平成6(1994)年初頭に至って教員の「研究業績」公表、「学生による授業評価」制度の導入、シラバス作成と充実等を骨子とする具体案を策定し、学長に答申するとともに、各学部教授会・全学教授会に提案、承認を得た。さらに平成6(1994)年4月には入試センターが設置され、現在の入試部へと至っている。

上記のように平成4(1992)年4月に設置された自己点検・評価委員会は、別表に教育・研究・人事・財務・国際交流・施設設備・入試制度・厚生福祉・(生涯教育等を含む)その他の項目を挙げ、さらには建学の精神の確認とさらなる展開のための施策の検討に着手し、順次検討結果に基づく大学改革を図ってきた。

参考までに規程の定める「別表」を挙示する。(1)教育について：教育内容と方法、教育目的の達成度、(2)研究について：研究活動と成果、(3)国際交流について：現状と将来計画、(4)人事について：教員の採用、人材確保の計画、昇格の基準、(5)施設・設備について：施設・設備の有効利用と将来計画、(6)財政について：財政の現状、財政の将来計画、(7)入試制度について：現状分析と追跡調査、(8)厚生・福祉について：現状分析、(9)その他、生涯教育と公開講座等。

平成9(1997)年11月、それまでの自己点検・評価の成果を公表し、さらなる改革のため

に白書作成が決定され、予定よりは1年遅れたが、平成12(2000)年3月末付けをもって466ページの『東北学院大学—現状と課題《自己点検・評価白書》』が公刊され、その後、同書では検討未了だった分野を含めて改革の展開を年表の形で要約して学内に配布した。

上掲点検項目のうち「教育」については、大学設置基準の大綱化（主として教養科目と専門科目の区別撤廃）に基づく新教育課程作成のため、平成3(1991)年9月に学務担当副学長を長とする「教育内容・方法に関する委員会」が設置され、慎重審議の結果、学内手続を経て工学部は平成5(1993)年4月、他の4学部は平成6(1994)年4月から新しい教育課程へと移行した。しかし4年間の実施の結果、なお残された問題を改正するため、平成9(1997)年4月に学務担当副学長を長とする「全学教育課程委員会」を発足させ、2年半に及ぶ審議の結果、平成12(2000)年4月より現行教育課程へと全学的に移行した。このように、大綱化以降既に2度の全学的教育課程改正を実施したが、現在、学内外の新しい状況に対応する教育の内容と方法を実現するための改革をさらに模索中である。それには現行の5学部11学科編成そのものの再検討までが必要となるかも知れない。平成12(2000)年4月からは、主として仙台に所在する国公立大学・短期大学相互間で「単位互換」が制度化され（「学都仙台単位互換ネットワーク」）、着実に受講者数を増やしている。

上掲項目「研究」に関しては、教育職員の研究業績を定期的に公表するための編集委員会が自己点検・評価委員会の下部機構として常設され、全教員の業績一覧を既に4度刊行、広く配布した。昭和63(1988)～平成5(1993)年までの第1巻(353ページ)、平成6(1994)～平成8(1996)年の第2巻(235ページ)、以後は2年ごとと定め、平成9(1997)～平成10(1998)年第3巻(179ページ)、最近刊は平成12(2000)～平成13(2001)年の第4巻(179ページ)である。

上記の学部・学科構成検討の一部として、平成9(1997)年4月より「二部問題検討委員会」が設置され、慎重審議の末、文学部二部（英文学科）、経済学部二部（経済学科）を発展的に解消して、昼夜開講制を平成12(2000)年4月から導入、新教育課程により昼夜間の単位互換をも相当程度に認めることとなった。

教育改革の一端として、以前から刊行されていたシラバスの充実は、学部ごとに講義要覧と合わせて毎年作成・配布され、平成11(1999)年からは可能な限り英文をも併記して外国人学生の便宜を図っている。

講義が実際に上記シラバスどおりになされたか等を自己点検・評価するため、学生による授業評価として、平成7(1995)年4月より「学生による授業評価実務委員会」（平成8〔1996〕年以降は「学生による授業評価」実施委員会）を設置し、各学部がそれぞれ制定した実施要項に従って、学期・学年末ごとにアンケート調査を行っている。学部が実施主体であるため、名称・設問・集計・処理法等々も異なるが、平成10(1998)年度末には回答枚数訳1万5千枚に達した。マーク・シートによる回答は次年度の授業改善に資するため、可及的速やかに担当教員に集計を付して返還されるが、それを超えた処理（報告義務等）は学部委ねられている。

入試制度の改善に向けては上述のように入試センター新設、入試部への強化と合わせて、選抜方法の多様化を図り、現在はAO方式を含めて多種に上る。他方、より広範で公正な選抜を期するため、各学部教授会の判定権の確立を図っている。

点検項目「人事」に関しては、本学の収容学生総数、それに見合う教育職員数の適正化

を図るため、学長の提案に基づいて、各学部において討論を重ね、その全学的調整のために「組織・運営委員会」が構成され、教員の新規採用等が上程・審議されている。この努力によって340名を越えていた教員総数が現在320名以下にまで「適正化」され、本学財政の安定に資している。ただし、発足から5年後に見直しを行う申し合わせにより、一両年以内に再検討が必要となろう。

「財政」については、学長の諮問機関として総務担当副学長を長とする財政専門委員会が平成9(1997)年4月に組織され、大学の財政計画全般にわたって立案・提言・評価に当たっている。それによって、年総額1億円の管理経費節減や経常的支出の前年度比3%減の方針とともに、これを財源とする新規事業が提言され、大学の方針として実施された。

「国際交流」については、従来の米国の姉妹校(アーサイナス大学とフランクリン・アンド・マーシャル大学)に加えて、韓国(平澤大学校)、中国(南開大学)、ドイツ(ヴィースバーデン大学)、英国(アルスター大学とダラム大学)が新たに提携校となって、学生・教授の交換が緒に着いている。

「施設・設備」については、大学長期計画委員会の策定により、事務部局の統合、高度情報化された教場の増設、国際的レベルの会議場などを備えた新棟が完成、ほかに3キャンパスの図書館や一部の教室の冷房設備など改善の方向にある。

「厚生福祉」については、この数年間に奨学制度の充実が著しく、新たに夜間主コースの社会人学生のための給付奨学金制度を導入するとともに、学費ローン制度や1年次新入生者のための特待生制度の導入を図った。

「生涯教育等」を主眼とする大学開放の企図は、各学部や研究所を中心にして既に広範に実現されてきたが、学内ではこれらを統合したエクステンション・センターの開設、学外諸機関との共同作業など残された課題も少なくない。

【自己点検・評価と改善・改革システムの連結】

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容及その活動上の有効性

学則第1条の2(自己点検及び評価)に基づき平成4(1992)年4月1日制定の「東北学院大学自己点検・評価委員会規定」第4条には、「委員長は定期的に委員会を招集し、その点検・評価の結果について大学長に報告する」と定められている。前掲の「改革年表」の示すように、委員会は原則として年に最低1回は全体会を開催し、年度ごとの自己点検・評価の結果を学長に提出してきた。ただし、直近の一両年は、上述の「分科会」(規定第6条)がそれぞれ機能していること、さらには平成12(2000)年9月21日開催の全学教授会において、学部長会の承認を経て上程された、学長による「本学の今後の教育と研究の改革についての提案」の審議と答申へ向けた努力のために時間が必要とされていること等の理由により、成文による報告書提出は控えられている。

根本的に言えば、全学の教学(学部・学科・専攻等)と事務部門すべての責任者が職務上構成員となる委員会は、実際問題としては開催が容易でなく、このような制度システムの有効性は今後再検討の必要があると思われる。もっとも、これまでの検討結果がそれぞ

れの部門・部局において、大幅に実現、あるいは実現途上にあることは、他の点検項目の記述からも明白なところである。

なお、上述の「学長提案」は、キリスト教学の公開性、IT教育、英語教育、東北アジア語、教養科目の検討、教育業績評価、教員数、 Semester制、授業充実とシラバス充実、成績評価、特定専門職への教育（人文科学系・社会科学系・自然科学系）、学部教育と大学院教育との連結、学内単位互換、大学院の種別化、国際交流と多局面にわたるもので、それぞれ既設あるいは特設の委員会が、各学部からの答申を整理・調整の上で全学教授会の審議・承認を求め、可及的速やかな実現を図ろうとするものである。項目の多くは既に点検項目に含まれながら、部分的にしか実現を見ていない分野であり、その成果が期待される。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

表題「自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置」に関しては、遺憾ながら本学においては立ち遅れていることを容認せざるを得ない。無論、「学生による授業評価」の集計結果等、極めて少数を例外とすれば、自己点検・評価結果は原則として、各学部教授会及び全学教授会に報告され、必要な措置が取られていることは、上述の点検「成果」からも明らかである。

上記の自己点検・評価白書のごときも、わずか数年で過去のものとなるので、絶えざる更新が必要であろうが、そのための教職員の労力・経費等を勘案すると、定期的刊行の有効性は疑問であるが、それだけに適切な「措置」の必要性は十分に認識している。この面でも今後の課題としたい。

【評価結果の公表】

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

既述のように、自己点検・評価の結果は原則的には学内ではすべての構成員に公開されており、印刷・出版物等も差し支えない限りで全員に配布される。ただし、経費や労力に比して、その有効性・実効性に関してはなお検討の余地があるかも知れない。

学外への発信に関しては、既述の「白書」は他大学、高校、官公庁、マスコミ関係等、また関心のある個人や団体にも広く発送し、一定程度の評価は得ている。その他、自己点検・評価に基づく諸改革の成果は、教育課程や入試制度の改善等の形で、不断に発信されている。加えて、大学全体、あるいは学部・学科ごとのホームページの立上げなど、範囲や深度の差異はあるにしても、法人あるいは大学の広報委員会、ホームページ委員会などで、情報の確度や鮮度等が不断に監視されている。

外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

遺憾ながら、本学においてははまだ、言及するに足る程度と範囲の「外部評価」のシステムが確立されておらず、差し当たってはそのための努力にさえ着手するに至っていないので、「学内外への発信状況とその適切性」に関しては回答できない。まずは制度を整え、その試みの中で適切性を問うことになろう。

(2) 大学院の自己点検・評価

【自己点検・評価】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本大学大学院においては、学部の設置基準大綱化と期を同じくして、学則を改正し、平成4(1992)年4月、第1章総則に第2条として自己評価を追加した。その本文は以下のとおりである。「本大学院は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。 2 前項による点検及び評価について、その内容及び実施方法等については別に定める」。

ただし、上記の「別に定める」が規程の上で制定されるにはしばらくの時間が必要で、「東北学院大学大学院自己点検・評価に関する規程」及び「自己点検・評価委員会規程」が正式に制定されたのは平成9(1997)年4月1日付けであった。

「規程」は本大学院の自己点検・評価の対象となる範囲、すなわち教育・研究及び管理運営の分野を数十項目にも昇る別表で定め、「2年を周期として、……すべての分野について」自己点検・評価を実施し(第4条)、その結果は「委員会が報告書を作成し、別に定める基準により、2年ごとに公表又は閲覧に供するものとする」(第5条)と規定するが、必ずしも文面どおりには実施されていないのは残念と言わねばなるまい。ただし、既述の「白書」には大学院の自己点検・評価も包含されており、そのために準備された各種資料が学内で広く配布され、閲覧可能となっているのは事実である。

大学院の自己点検・評価委員長は、規程では大学院委員長を兼ねる学長がこの任に当たることになっている(規程第3条 2)が、平成11(1999)年11月1日改正の附則によって、「当分の間大学院委員会副委員長を大学長が大学院研究科長の中から委嘱することができる」ようになり、現在は文学研究科長がその委嘱を受けて大学院自己点検・評価による改革を担当している。前記、平成12(2000)年9月に全学教授会承認の「学長提案」には学部と大学院の連携、大学院の種別化等の項目が含まれ、上記の副委員長を中心にして検討が進められている。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

紙幅の関係で、前記の自己点検・評価項目すべてを列記することは避けるが、自己点検・評価の結果として実現した大学院改革を例示するならば次のとおりである。

- ①研究科・専攻の増設：人間情報研究科(前期・後期課程)、文学研究科にヨーロッパ文化史専攻とアジア文化史専攻(ともに前期・後期課程)、経済学研究科に経営学専攻修士課程を設置。

- ②大学院担当教員資格審査規程の見直しと全研究科における共通化。その結果、担当教員の負担が軽減され、若手研究者の任用が容易になった。
- ③大学院生募集の多様化。例えば社会人入学特別選考制度、外国人留学生特別選考制度を全研究科で導入。社会人大大学院生のために、昼夜開講制、図書館開館時間の延長等を実施。
- ④研究指導体制の強化(国際交流協定校との交換教授を含む外国人客員教授の招聘制度等)。
- ⑤課程博士号取得を容易にするための方策(再入学制度の導入、学納金などの特別措置等)。
- ⑥学部で3年以上在学した学生が大学院を受験できる「飛び級」制を導入、既に実例を見た。
- ⑦研究科・専攻によっては、収容定員を増員。
- ⑧教育職員免許状の取得を容易にするための措置。
- ⑨科目等履修生を受け入れやすくするための規程改正。
- ⑩大学院研究生受け入れのための規程改正。
- ⑪ティーチング・アシスタント制度を拡充して全研究科で導入、財務的にも増額。
- ⑫工学研究科においては連携大学院制度を導入し、他の研究機関・研究者との交流を可能にした。
- ⑬研究施設・設備改善の一環として、土樋キャンパスでは教室一棟を大学院専用に変換し、大学院生自習室、資料室等を設置、さらに大学院事務室を他の事務系と統合することで事務効率の向上を図った。
- ⑭目下、法科大学院の設置を検討中。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

学部における上記表題について述べたように、本大学院における措置の適切性に関しては、なお多くが望まれ、今後の課題として残る。なお、大学院を含む「白書」刊行に際しては、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、全学的な調整・記述の平均化・統一を図るための努力は惜しまなかったが、それが上記表題の措置と直接するかどうかにはなお疑問が残るだろう。

【評価結果の公表】

自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

上述のように平成12(2000)年3月刊行の「自己点検・評価白書」は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個人に送付し、一定程度の評価を受けたが、あくまでも内部評価であって、外部評価とはほど遠いことは十分認識している。今後の課題として残されている。